

地域資源とデジタルを活用した地方創生イノベーション推進事業業務委託に係る  
プロポーザル方式業者選定要領

西海市プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱（平成 23 年訓令第 23 号）第 5 条第 3 項に基づき、地域資源とデジタルを活用した地方創生イノベーション推進事業業務委託に係るプロポーザル方式業者選定における評価項目等を次のように定める。

■評価項目及び配点

第一次評価 省略

第二次評価

評価項目	評価基準	配点
事業実績	過去の受注実績からみて、確実に業務を遂行できる能力を有しているか。	10 点
実施体制	業務の実施体制・担当者の配置状況が的確かつ適正であり、業務が適切に実施できる体制が整っているか。	10 点
事業提案内容	仕様書に記載された目標を期間内に達成できる適切な業務手法の提案がなされ、期待度・実現性の高いものとなっているか。	20 点
事業構成、内容	期待した効果が得られる内容になっているか	20 点
スケジュール	仕様書に記載された目標を期間内に達成できる適切なスケジュールとなっているか。	10 点
その他の提案	仕様書に記載された事項以外に、目的達成に有益な独自の提案がなされているか。	20 点
設計・見積額	適正な設計及び見積が示されているか。	10 点
合計点		100 点

- 西海市プロポーザル方式の実施要綱第 11 条に基づき、当該業務委託等の内容に応じて詳細な評価項目を適切に定めること。
- 評価項目ごとの配点は、当該業務委託の目的又は性質に応じて適切に定めること。
- 価格評価については、適切な配分点にするとともに明確な算式を設定すること。なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合は失格とする。